

平成 30 年度

課題解決型
自治体データ庁内活用支援事業

募集要領

平成 30 年 6 月 22 日

情報流通行政局
地域通信振興課
地方情報化推進室

1. 課題解決型自治体データ庁内活用支援事業について

(1) 概要

「課題解決型自治体データ庁内活用支援事業」は、全国の様々な地域及び規模の地方公共団体が、庁内で保有するデータ（業務データ、個人データ、許認可データ等）を部局・分野横断的に活用して、住民サービス向上や根拠に基づく政策立案（EBPM）等を実現するための事例・人材の創出をノウハウ面で支援するものです。

また、本事業によって得られた新たな事例や知見は、「地方公共団体におけるデータ利活用ガイドブック（平成30年6月）」に反映し、全国への普及を進めることとしています。

(2) 事業の実施及び募集の内容

本事業の実施及び募集の内容は以下のとおりです。なお、本事業の実施により得られた成果等については、別途公表する可能性があります。

なお、応募は「(ア)のみ」、「(イ)のみ」、「(ア)(イ)の両方」を選択できます。

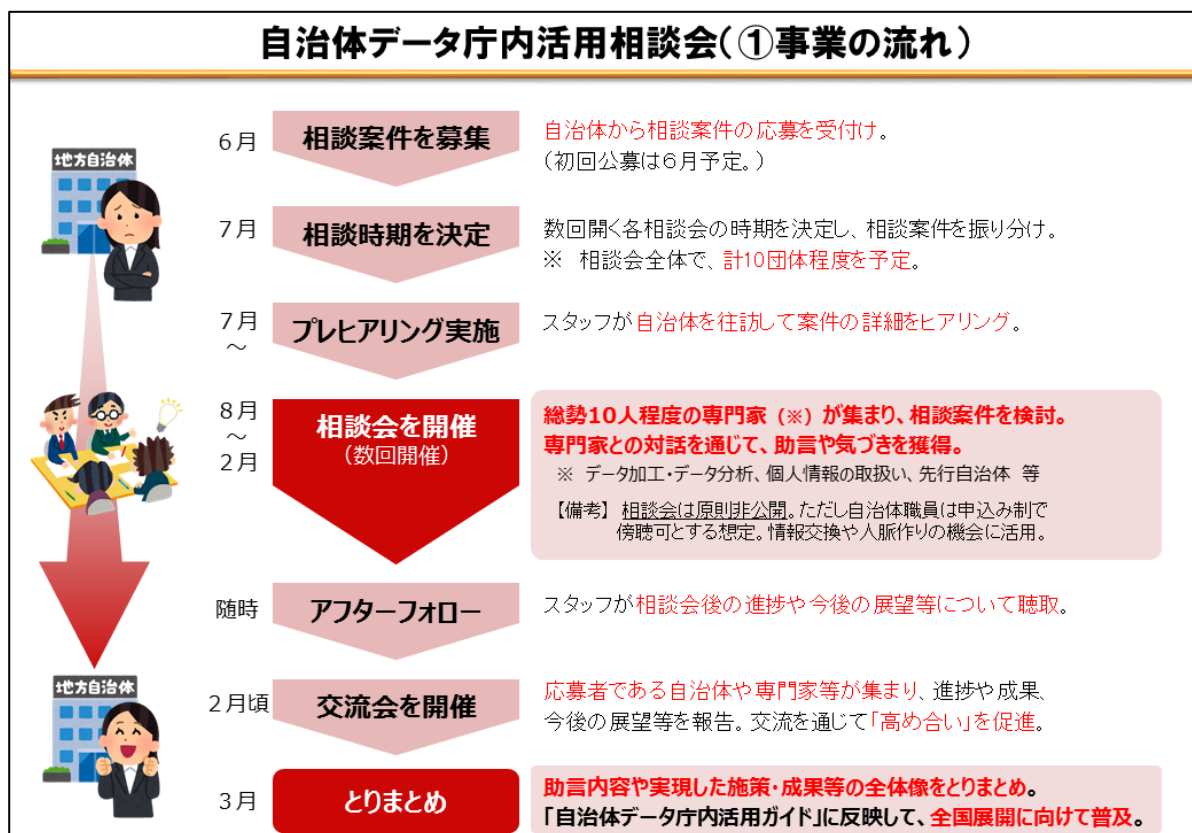
「(ア)「自治体データ庁内活用相談会」

地方公共団体が保有するデータを庁内の部局・分野横断的に活用して、教育・子育て・防災等の地域課題解決に取り組む際に、ボトルネックとなる論点を解決し、データ活用事例の創出を支援するため、弁護士等の個人情報の取り扱いの専門家や、データ加工・分析の専門家、先進自治体職員等と対話し助言が得られる場として相談会を開催します（複数回開催予定）。

については、地方公共団体が保有するデータの庁内横断的な活用に関する具体的事例における法律・条例面、データ技術面及び住民受容性等に関する相談事項を有し、当該相談会への参加を希望する地方公共団体を募集します。

なお、第1回相談会は8月下旬頃開催予定です。（採択自治体等の事情に応じて変更の可能性あり。）

想定スケジュール



参考：相談例

- (例1) 【目的】人口動態や将来予測を踏まえた効率的な施設設備の実現
【相談内容】各部門が保有する個人データを含む各種データを統合型GIS上に集約する場合のデータ加工の程度について
- (例2) 【目的】子どもの虐待対応に関する職員の判断支援や作業負担の軽減
【相談内容】児童相談所や福祉・教育の各部門が保有しているデータをシステムで共有する場合の、個人情報の利用目的の考え方について
- (例3) 【目的】一人ひとりの行動に結びつく情報発信の実現と効率的な改善
【相談内容】個人の属性情報を踏まえた情報発信の効果を継続的かつ低負担で分析しようとする場合の、分析用データの取得を織り込んだ業務の設計について

(イ)「データ活用型公務員育成手法の検証」

全国の様々な地域及び規模の地方公共団体で、自団体内部又は他団体とともに、データアカデミー形式の人材育成(※)を自律的・継続的に実施できるように、地域の講師・運営人材の要請を含めた人材育成手法を確立するための検証を行います。

(※) 米国カリフォルニア州の取組を範とするものであり、実際の課題を題材にデータ活用に取り組む、対話・ワークショップ型の研修。一般社団法人コード・フォー・ジャパンと連携して実施。本年度は、半日×4回(1～2週間に1回程度の頻度)のカリキュラムで、地域の実際の課題を解決するために、複数の課が参加する研修を実施予定。

については、上記検証の趣旨を理解し、次年度以降の自立的・継続的な研修実施を行う意欲・体制を有するとともに、データアカデミー形式研修の受講者を部局横断的に一定数確保できる地方公共団体(複数地域合同での実施も可能)を募集します。

参考：過去の研修テーマ

(例1) 福祉・要介護などの情報を利用した分析

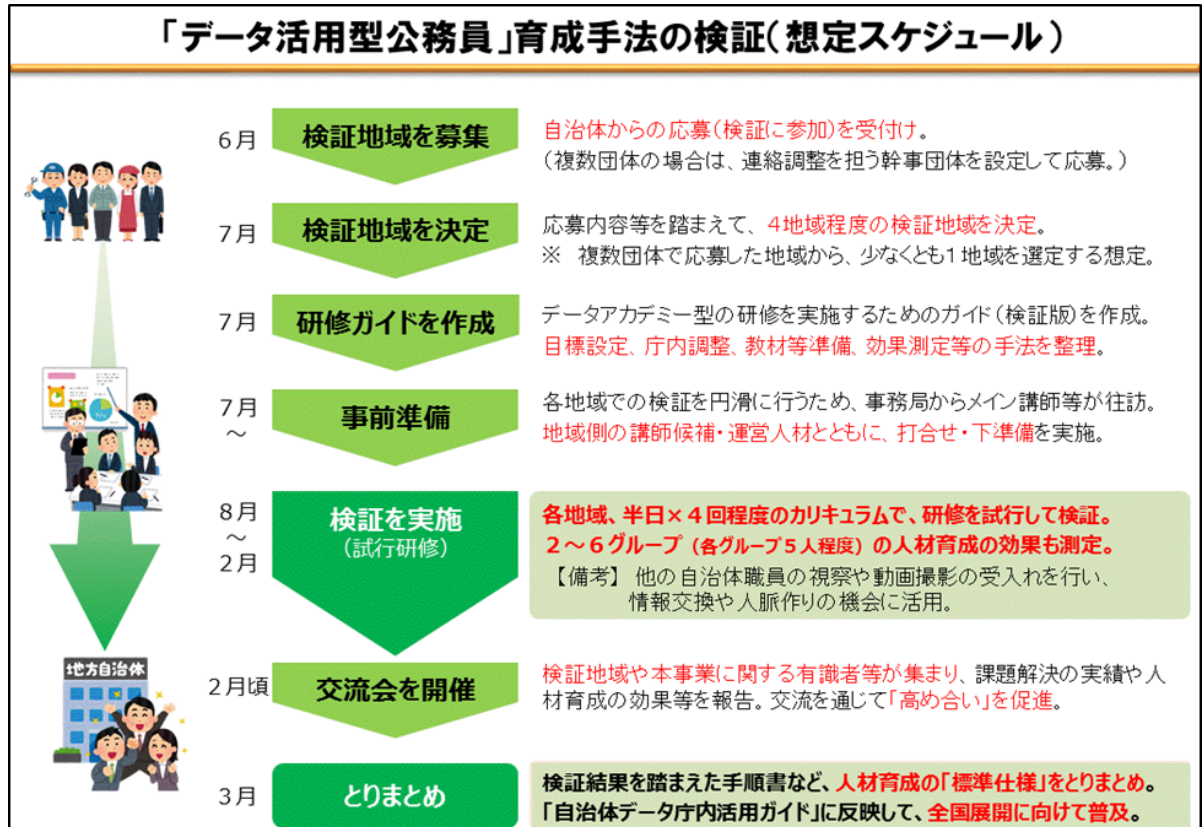
(例2) 市民意識調査を利用したアンケート分析

(例3) 高齢者の居場所情報をGISで活用

「地方公共団体におけるデータ利活用ガイドブック Ver. 1.0 (本体)」p. 122 参照

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu06_02000167.html

想定スケジュール



2. 募集要項

(1) 募集対象

本事業の対象は、以下条件を満たす地方公共団体とします。

(ア)「自治体データ庁内活用実現相談会」

- ・課題解決志向で自治体データ庁内活用に取り組む（予定）地方公共団体であること。
- ・自治体保有データの庁内活用の具体事例において、個人に関するデータに係る法律・条例面、データ技術面及び住民受容性等に関する論点についての相談を希望していること。
- ・開催場所（原則として東京都 23 区内）までの交通費等を相談者である地方公共団体が負担すること。
- ・相談は 1 件につき 1 回又は 2 回で完結する内容であること。
- ・相談会は原則として非公開とするが、事例又は論点に関心を有する他の地方公共団体との交流・情報交換に資するため、事前手続を経た地方公共団体の職員に限り傍聴可能とすることを承諾すること。また、議題、資料及び議事概要は、秘匿等の観点から必要な編集を加えて、総務省 Web サイトにて公表することを承諾すること。

(イ)「データ活用型公務員育成手法の検証」

- ・課題解決志向で自治体データ庁内活用に取り組む意欲のある地方公共団体であること。
- ・本年度は検証の必要上、複数団体での応募を推奨（単独団体での応募も可能）。
- ・複数団体の場合も、1つの研修テーマにより応募すること。
- ・本検証に係る人材育成を次年度も自ら継続する予定・意欲があること。
- ・次年度以降も当該地域での人材育成を自律的・継続的に実施するため、①研修等人材育成の企画調整を担う職員（地方公共団体内の研修担当や情報システム担当等。）及び②次年度以降に当該地域で講師となる者（地方公共団体の職員や地域のワークショップの講師、地域の大学・高専の教員等。外部人材の場合は検証地域の負担による。）を参画させること。
- ・本検証に係る打合せ及び研修等について、他の地方公共団体による視察の受入れを許可すること。
- ・全国展開用の広報素材とする動画の撮影を許可すること。
- ・検証地域で受講者 2～6 グループ程度（1 グループは 5 人程度）を構成できる人員を確保すること。
- ・研修希望地域における開催場所（庁内会議室等）、開催場所におけるインターネ

ット環境及びインターネット・LGWAN に接続可能な PC 端末（1グループ1台以上）を確保できること。

- ・開催場所で使用する端末にデータを分析するためのツールを備えていること。
（例：地図上で分析する GIS や、総計・グラフによって分析する BI ツール（excel 等の表計算ソフトでも可））

（2）応募方法

総務省ホームページを通じてダウンロードしていただいた別添の応募様式に必要事項を記入し、電子メールにより、下記の提出先まで御応募ください。

※電子メールでの受付に限ります。応募資料の持参は御遠慮ください。

※10MBを超えた電子メールは受信できないため、総務省担当まで御相談ください。

※総務省担当にて応募を確認後、送信元のメールアドレスに、一両日中に受取確認のメールを送信します。メールが届かない場合は、お電話等で総務省担当まで御連絡ください。

（3）募集期間等

① 募集期間 平成 30 年 6 月 22 日（金）～平成 30 年 7 月 20 日（金）

② 選定期間 平成 30 年 7 月下旬

3. 選定

（1）選定の方法及び視点

「課題解決型自治体データ庁内活用支援事業」における対象となる地方公共団体の選定に当たっては、提出いただいた資料をもとに、以下の視点に立って、総務省において選定します。また、選定に当たっては、各総合通信局等及び実施事業者からの意見も参考とします。

（選定予定数）

（ア）自治体データ庁内活用相談会 10 団体程度

（イ）データ活用型公務員育成手法の検証 4 地域程度

（評価の視点）

● 対象地方公共団体の積極性

（例）地方公共団体の長が本事業の参画に積極的かどうか

本事業への参画に積極的な人材がいるかどうか

本事業への参画に十分な体制を整える意向があるかどうか

● 近隣地方公共団体等への横展開の可能性

(例) 対象地方公共団体が、複数地域連携の枠組みを形成している又はその形成に取り組んでいるかどうか

(2) その他選定への協力等

選定に当たって、追加資料の提出や、説明、ヒアリング等をお願いする場合がありますので、予めご了承ください。

4. 選定結果の公表

平成 30 年 8 月上旬頃に総務省ホームページにて公表予定です。

5. お問い合わせ先

本事業に関するお問合せは、以下の宛先までお願いいたします。

総務省 情報流通行政局 地域通信振興課 地方情報化推進室

担当：三浦課長補佐、伊藤官、磯野官

電話：03-5253-5757 (直通)

FAX：03-5253-5759

E-mail：bigdata-gb@soumu.go.jp